

令和8年度東広島市消防局職員寝具賃貸借（単価契約）仕様書

1 寝具類1組の内訳

内訳	品名	数量	単位	規格
1	掛布団	1	枚	寸法：145cm×200cm 表地：綿サテン、綿100% 裏地：ブロード裏地、綿100% 中わた：エステル綿100% 重量：2.0kg以上2.5kg以下
2	敷布団	1	枚	寸法：100cm×200cm 生地：綿サテン 中わた：エステル30%、綿70% 重量：4.9kg以上5.2kg以下
3	毛布	1 (4月から9月)	枚	寸法：145cm×200cm 生地：アクリル100% 重量：1.5kg以上1.7kg以下
		2 (10月から3月)		
4	枕	1	個	寸法：35cm×45cm 中材：ポリエチレンパイプ入り100% 中袋：ポリエステル100% 生地：アクリル100% 重量：1.5kg以上
5	掛布団カバー	1	枚	寸法：145cm×200cm 形状等：小判型 素材：ポリエステル65%綿サテン35%
6	敷布団カバー	1	枚	寸法：160cm×280cm 形状等：平シート型 素材：綿100%
7	枕カバー	1	枚	寸法：45cm×70cm 形状等：封筒式 素材：綿100%

※上記規格・機能を満たすものであればメーカー・品番を問わない。
(規格を満たしているかどうかの事前確認・同等品規格確認は受け付けない。)

2 取付け・設置・調整等

- (1) 物品の運搬・搬入に関する費用は、全て受注者の負担とする。
- (2) 寝具類の交換及び洗濯の基準は次のとおりとし、受注者は令和8年3月末までに年間配布予定表を作成し、発注者に提出すること。

品名	交換頻度	洗濯、補修等の基準
掛布団、敷布団、枕、毛布	10月に交換	掛布団は丸洗いすること。 敷布団は、打ち替えすること。
掛布団カバー、敷布団カバー、枕カバー	月1回交換	洗濯及びアイロン仕上げすること。 破れ、解れについては、補修すること。

3 発注予定組数及び物品納入場所

納入場所	発注予定数量	住所
消防局 警防課指令指揮支援係	19組	東広島市西条町助実1173番地1
東広島消防署	68組	
東広島消防署西分署	26組	東広島市八本松西五丁目1番6号
東広島消防署南分署	20組	東広島市黒瀬町大多田1496番地5
東広島消防署北分署	20組	東広島市豊栄町乃美1118番地3
東広島消防署東分署	20組	東広島市河内町入野2076番地1
東広島消防署安芸津分署	20組	東広島市安芸津町三津4711番地1
東広島消防署高屋分署	14組	東広島市高屋うめの辺3番19号
竹原消防署	33組	竹原市中央四丁目13番1号
竹原消防署忠海分署	11組	竹原市忠海中町二丁目25番1号
大崎上島消防署	21組	豊田郡大崎上島町東野4154番地1
合計	272組	

- ※ 上記、発注予定数量は、この数量の発注を保証するものではなく、発注予定数量を上限とし、下限はその8割とする。
- ※ この下限を下回るときは、受注者と発注者が契約金額について、協議を行い、必要があると認めるときは契約金額の変更を行うものとする。

4 賃貸借期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで（12か月）

5 契約単価

(1) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合

入札書記載の単価とする。

(2) 消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合

入札書記載の単価に当該額の100分の10に相当する額（その額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して計算した額とする。

6 賃借料の支払い

(1) 受注者は、月ごとに賃借料を計算し、その翌月に発注者に対して代金の支払いを次のとおり請求することとする。

ア 消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合

契約単価に賃借日数及び賃借日数当たりの発注数量（組数）を乗じた額に、当該額の100分の10に相当する額（その額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して計算した額とする。

イ 消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合

契約単価に賃借日数及び賃借日数当たりの発注数量（組数）を乗じた額。（その額に円単位未満の端数があるときは、その額を切り捨てた額）

なお、請求書には、納入場所、賃借した寝具類の組数、契約単価及びその合計金額、消費税に係る課税事業者にあつては消費税及び地方消費税の額を記載した請求内訳書を添付すること。

(2) 請求書の送付先は東広島市消防局警防課指令指揮支援係、東広島消防署、竹原消防署、大崎上島消防署とすること。なお、東広島消防署には、東広島消防署、西分署、南分署、北分署、東分署、安芸津分署、高屋分署分の内訳を添付した請求書を、竹原消防署には竹原消防署、忠海分署分の内訳を添付した請求書を送付すること。

7 その他

(1) 寝具類は、賃貸借期間の初日までに3の各納入場所へ直接送り届けることとする。なお、賃貸借期間の初日に各納入場所へ納入する数量（組数）は、令和8年3月26日（木）までに受注者から発注者へ連絡するものとする。

(2) 各納入場所において賃借する寝具類の数量（組数）に増減が生じた場合は、寝具類配達予定日の15日前までに受注者から発注者へ連絡するものとし、受注者は寝具配達予定日までに搬入及び回収すること。

8 問い合わせ先（発注担当課）

東広島消防署 庶務予防係

電話（082）422-6567（直通）

ファックス（082）422-8119